

Title	地頭領主と庄園体制：十三世紀に於ける紀伊国阿氏河庄
Sub Title	"Jitō" and the moner system
Author	服部, 謙太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.3 (1952. 3) ,p.161(19)- 178(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19520301-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520301-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

多かつたといはねばならぬ。

かくの如く穀物生産から畜産への轉換は諸威農民にとつて有利に展開した。その轉換は、人口半減といふ突發的現象によつて促がされたのである。獨逸商人が諸威からバターや魚を積出したのは、既掲のスヴェーレ王時代以來であつた。若しこの貿易が諸威農業に危機——没落を招來せしめるのであつたならば、危機は早くも第十二世紀末乃至第十三世紀に發生してゐなければならなかつたわけである。然るにそれは生じなかつた。假りに畜産への轉換を以て農業没落と見るとしても、その發生は黒死病流行後であつた。これは、ハンザ貿易と諸威農業の没落との間には、直接の關係がなかつたといふことである。

- (1) 拙稿、諸威の農地世襲〔資本主義の歴史的問題〕所收、二九頁參照。
- (2) Johnsen, a. o. S. 79.
- (3) Ebenda, S. 81.
- (4) Ebenda S. 140. 71,
- (5) Ebenda, S. 153.
- (6) Ebenda, S. 148.
- (7) Ebenda, S. 142, 154.
- (8) Ebenda, S. 150-1.
- (9) Jøsan Schreiner, Pest og Pristall i Semmidalderen et Problem i Norsk Historie. (Oslo, 1948).
- (10) フライナー氏の所説は長友小松芳喬教授の示教に負ふ。
- (11) Friedrich Bruns, Die Lübecker Bergenfahrer und ihre Chronistik. (Berlin, 1900) S. LXXXVI-LXXXVII.
- (12) Lütge, a. a. O. S. 179.
- (13) HR. II. 3. Nr. 312. § 5.

(昭和二十七年二月五日稿)

地頭領主と庄園體制

——十三世紀に於ける紀伊國阿武河庄——

服部 謙 太郎

はしがき

最近に於ける日本經濟史研究の成果は、日本の封建社會の成立過程に就いて、一應の見透しを與えることにほゞ成功した如くである。⁽¹⁾しかしそれは從來の研究の立ち遅れを取り戻すべく急速に行われたために、尙お幾多實證され得ない部分を推測を以て埋めた一個の假說的結論たるの域を脱していない。従つてこの見透しが正しいか否か、正しくないとするれば如何なる點が修正されねばならぬかは、一に今後の實證的研究の進捗に俟たねばならない。ところで日本の封建社會の成立過程を經濟史的に跡づけるための根本史料となるものは、いわゆる大社寺の庄園文書を除いては他に求めること殆んど不可能である。それ故從來の中世經濟史研究も庄園の研究が中心をなしてきたのであるが、しかしこれらの研究は大體に於いて庄園そのものの制度・構造の研究であつて、庄園という框を越えて封建制もしくは農奴制的關係が如何にして育まれ且つ成長していつたかという點に就いては何等の關心をも示していないものであつた。かくて戦後に於いては封建社會成立史の立場から更めて庄園文書を再検討することが要請されているのであつて、既にそのような立場から成された幾つかの優れた研究も現れている。ただ庄園文書による研究がややもすれば陥り易い缺陷として指摘されている點は、對象が庄園という一つの小宇宙に限定されるために、個々の事實が當時の全

歴史過程との関連に於いて把握されないということ、更に元々庄園領主の統治の必要から生じた庄園文書であるがために、そこに現れる問題は常にほぼ一定しており、テーマの固定化を免れないことである。(2)しかしこのような缺陷を持つ懼れがあるとしても、現實にこの時代の史料としては庄園文書を第一とすべきであり、且つその正しい利用法が、各庄園の個別的研究にあるとすれば、吾々は自らの視角を絶えず更新することによつてテーマの固定化を避け、亦その内在的研究の深化によつて歴史の全體の中で庄園を孤立せしめる危険を克服しつつ、新たな庄園個別研究に邁進すべきであると思う。

さて中世經濟史研究の基礎的史料たる庄園文書に就いて一言するならば、その數量に於いて亦その内容に於いて、斷然他を壓しているものは東大寺文書・東寺文書・高野山文書の三つであろう。事實とれまでの庄園研究はその大部分がこの三つの孰れかの史料によつて行われているといつて過言ではない。ところがこのうち前二者は未だ刊行されず、史料編纂所の影寫本による他ないので、既にその主要部分が刊本として出版されている高野山文書は、何人も自由に手にしうるといふ意味で誠に貴重な存在であると云うべきである。しかるに高野山文書による個別の庄園研究は、江頭恒治氏の「高野山領庄園の研究」を除いては意外に少く、戦後の新しい學史の段階に應じた新研究は尙お一、二を數えうるに過ぎない。私は多少ともその缺を補うべく、先には高野山文書を通じて備後國太田庄に於ける領主制の發展に就いて考察したのであるが、今回は高野山の膝下紀伊國の諸庄園文書の検討を通じて、この地方に於ける在地の構造とその變化を見たいと思う。

(1) 拙稿「經濟史學の新展開」(三田學會雜誌「四四ノ七」)、「日本經濟史研究の二動向」(同上四四ノ八・九)、「封建社會成立史論をめぐって」(同上四四ノ一〇)はその「應の展望を旨とした試みである。

(2) 永原慶二氏「南北朝内亂期の在地の情勢」附記(「歴史學研究」一五三)

(3) 拙稿「領主判發展過程の一考察——備後國太田庄に於ける一例」(三田學會雜誌「四五ノ一」)

高野山領庄園の數は時代によつて變動はあるが、鎌倉・室町時代を通じて大體に於いて四、五十を數えたらしく、そのうち紀伊國內に存在するものが三分の二以上を占めていた。紀伊七郡の中にあつては伊都・那賀兩郡に集中しており、名草・海部・有田・日高郡には夫々一、二を數えるのみで、牟婁郡には皆無である。右のうち高野山文書の中に史料の比較的多く残る庄園としては、安樂河・阿氏河・官省符・南部・名手・鞆洲・三箇(神野・眞國・猿川)・志富田の諸庄を挙げうる。(1)この八つの庄園下の農村は固より同一の構造を持つものではないが、ごく大掴みに云つて、紀伊國高野山領下の諸村落は、鎌倉・室町期を通じて概ね次の如き歴史過程を経たものと考えられる。

先ず庄園領主高野山の膝下にあるため、鎌倉時代に始まる地頭の侵略は比較的少く、最も遠隔の地にある南部庄、及びその次に位する阿氏河庄を除いては地頭請所乃至下地中分という事實は少ない。山嶽地帯の常として經營規模は零細であり、彼等が土豪に對抗して經營の主體制を守るためには、最後まで庄園領主に頼らざるを得なかつた。村落結合の力は比較的強く、番頭の名は殆んどどの庄園文書に南北朝以降見えているが、かかる村落結合の力は庄園を打破する方向へは働かず、却つて庄園領主の保護下に結集する傾向を促した。土豪は湯淺氏その他少數の者を除いては微力であり、彼等が農民支配を繼續しうるためには、何時までも代官乃至庄官として高野山に服従を續けねばならず、随つて被官として守護の支配下に入る動きは著しく抑制され、守護勢力の強い浸透は見られなかつた。寧ろ庄園を單位

として郷村組織を構成し乍ら、高野山に依存して新興守護勢力を排除するというのが一般の傾向であつた。随つて亦其處には土一揆が起る可能性も少く、守護領形成のための在地の前提條件に缺けていた。かくて庄園領主たる高野山はこの間隙を縫つて封建支配者に轉身し得たのであつて、其處にこの地方に於ける封建制乃至郷村制の成立過程が著しく他と異なる點を認めることが出来るのである。(2)

しかし以上はこの地方に於ける一般的傾向であつて、前掲の八庄園に關する史料に反映する限りに於いても、それらの個々の農村構造は可成り違つたものであつたことは當然である。例えば高野山の支配力の強度、地頭侵略の有無、守護勢力波及の程度、農民層の成長度、その他様々の點に於いて異つてゐる。そこでこれを便宜上比較的近似度の高いものを集めて三群に分類してみることとする。第一群は高野山の支配力を最も強く受け、農民の隸屬性も濃厚であつたと見られるもので、官省符庄と志富田庄とがこれに屬する。第二群に入るものとしては荒河・名手・鞆淵・三箇の各庄園が數えられ、ここでは高野山の支配も前二庄ほどの強さを持たず、「悪黨」張梁の可能性も存し、免家の數も割合に少く、商業交易も稍、行われ、市場が存在したりもした。第三群は前二群に比して高野山から遠隔の地に在り、随つてその支配力も比較的徹底せず、逆に地頭勢力の伸張が著しいのが特徴であり、阿氏河庄及び南部庄がこれに屬するものと見られる。以下この第三群の阿氏河庄關係の高野山文書を分析することによつてこの地方の社會構造の一端に觸れてみたい。

(1) 大日本古文書家わけ第一「高野山文書」全八巻並びに高野山史編纂所編「高野山文書」七巻中に收録されている八庄關係主要文書の數は次表の如くである。但し八百餘通に上る賣券類は一應除外した。時代的に見れば各庄とも大體に於いて鎌倉初期から室町初期へかけての文書が多く、鞆淵庄のみは南北朝以降室町末期までの史料が残つてゐる。史料の内容は略々同じであるが官省符・志富田兩庄には在家支配帳と土地賣券が多く残り、名手庄は丹生屋村

官省符庄	一三三	鞆淵庄	九四
志富田庄	六〇	三箇庄	八五
名手庄	一〇八	阿氏河庄	一三三
荒河庄	一八八	南部庄	一一四

總計 九一五通

(2) 伊東多三郎氏「近世封建制度成立過程の一形態」(「社會經濟史學」十一ノ七及び八)、小川信氏「紀伊國鞆淵庄に於ける郷村制形成過程」(「國史學」五二)

二

往時の紀伊國即ち今日の和歌山縣は、伊都・那賀・海草・有田・日高・西牟婁・東牟婁の七郡に分れてゐる。この有田郡の略中央を東西に貫流する有田川の上流、安諦・八幡・五村・城山の諸大字を含む地帯、東西四里南北三里にわたる地方は、十二世紀以來阿氏河庄と呼ばれる高野山領であつた。四面山に圍まれ、有田川の流域に僅かの耕地を有するに過ぎないこの地方に於いては、米麥の産額は少く、古來養蠶・果樹栽培・材木伐出等が生業の主たるものであつた。御殿川沿いに高野山からは直距離にして數里を距る位置にあるこの庄園は、當時この地方一帯に威勢を振つた湯淺一族の居城湯淺からも、有田川傳いにほぼ同距離にあり、高野山膝下の諸庄園中では、地頭勢力の侵入最も著しく、遂には地頭請所の形にまで進展した唯一の庄園である。一般に鎌倉幕府體制は御家人Ⅱ地頭領主層をその支柱

第一表

一〇〇一 (長保三年)	平惟仲寄進、寂樂寺領となる。 (領家職)
一一六四 (長寛二年)	高野山寂樂寺に對し抗議。
一一八四 (元暦元年)	高野山領として安堵さる。
一一八六 (文治二年)	鳥羽宮御領となる。(本家職)
一一九七 (建久八年)	藤原隆房の所領となる。(本家職) 嵯峨御所領となる。
一二三五 (嘉禎年間)	櫻井宮御領となる。(本家職と共 に領家職兼帯)
一二六六 (文永三年)	本家職は圓満院宮。領家職は寂 樂寺。
一二七八 (弘安元年)	高野山奪回運動を再開。
一三〇四 (嘉元二年)	高野山安堵の院宣を受く。

第二表

一一九七 (建久八年)	文覺上人地頭職補任。下司湯淺 宗光代官となる。
一二一〇 (承元四年)	湯淺宗光地頭職を安堵さる。
一二三五 (嘉禎元年)	湯淺住心預所職兼帯。
一二六七 (文永四年)	湯淺唯心(上村)同成佛(下村) 地頭請所を要求。
一二七六 (建治二年)	湯淺宗親請所を主張。
一三〇三 (乾元二年)	高野山との間に地頭職をめぐる 相論開始。

として成立し、その最盛期は承久(一二一九)から文永(一二六五)頃であり、それ以後地頭領主層が封建的な一圓領主に成長してゆくと時を同じうしてその體制が崩れ、南北朝の動亂期に突入すると云われているが、このような過程が、紀伊國高野山下の二地方に於いては如何なる形をとつて現れたであろうか。或いは亦それとは全然異つた過程を経たものであろうか。庄園領主・地頭・農民は夫々どのような立場に立ち、更にこの三勢力がその上に離合集散した在地の具體的な生産構造はいかなるものであつたか。このような問題關心を懷きつゝ以下阿氏河庄關係史料の分析に入らう。

先づ始めに庄園としての阿氏河庄の傳領關係(第一表)並びに地頭職、預所職の歸屬關係(第二表)を年表にして示せば上の通りである。(第二表)

以上二表からこの庄園は鎌倉時代を通じて再三領家交替が行われ、領有關係が不安定であり、地頭はこの間隙

を縫つて地頭職から更に領家職兼帯、請所職の請求という常例のコースをとつて、次第に勢力を確立していつたものと考えられる。地頭湯淺氏は阿氏河庄西方數里の湯淺を本據とする豪族で、當庄へは外部から侵入したのであつて、その點領家との摩擦が激しいのは當然であるが、詳しくは後に觸れることとする。

鎌倉初期に於けるこの庄の土地所有關係が如何なる状態にあつたかは餘り明白ではない。保延三年(一一三七)並びに建久四年(一一九三)の史料から僅かに次の事實を知り得るに過ぎない。全體は上下の二庄(村)に分れ、合計田百町、畠八十町、粟林五十町、その他桑・柿・漆の栽培のために土地が用いられていたらしい。これらの土地を耕作する農民に就いては、建久四年(一一九三)及びやゝ時代は下るが、文永十年(一二七四)の「上村在家等檢注目錄案」によつて、上庄の在家數がほぼ九十前後であり、したがつて全庄にはこの倍として百八十の戸數は存在したであらうということ、及びこの地方の農家が在家と云う名で呼ばれ、それが本在家と脇在家と眞女と稱するものに分れていたことが知られる。(2)

土地所有の細部を建久四年(一一九三)の「定田地子檢注目錄案」によつて檢すれば左の如くである。(但しこれは斷簡であるから全體を復原することは出来ない。) 即ち大原・牟矢川・黒葛・利川・立神・久美原・榎原・押手の八ヶ所の地に夫々五、六筆から十數筆づゝ耕地が存在し、一筆は最大一町六反から最小半(百八十歩)までであるが、概して四反未満のものが多く、八反以上のものは稀である。各農民の田畠の持分に就いては、遺憾乍ら史料がない。たゞ右の如き史料から、耕地が溪谷の所々に分散しており、一圓的な大土地所有者の如きが出現する餘地がなかつたことは推測し得る。

次にこのような土地からの生産物に就いてであるが、先に掲げた史料からも明らかなく、米麥の産額は比較的少く、このことは絹綿・白布・綿が年貢の主要部分を占めていることから明らかである。即ち田及畠に賦課された年

貢(地子)が米でなくて綿により收納される點が特徴的である。しかもこれが現物で納められる場合もあるが、史料の示す限り代錢を以て納められている場合が非常に多いということが注意されるべきである。⁽⁴⁾年貢總額は必ずしも一定していないが、文應元年(一二六〇)の「公文下知狀案」から江頭氏が計算されたところを借用すれば、この年の綿年貢總額五百兩(日方の單位、十兩を一目という)を代錢で納めたとして三十二貫五百文の數字が出る。絹代錢は廿五貫九百八十文、白布代錢は三貫五百文であるから、年貢總額五百廿八貫四百八十文に照すと、絹四割三分・布四分・綿五割三分の割合となる。以上の代錢の評価は綿に於いては毎年變動があり、大體十兩卅五百文乃至一貫八百文位の間にあつたらしいが、それは正嘉(一二五七―五九)以後は國の和市によつて定めらるべきであるとしている。この山間の僻地に鎌倉時代初期から錢貨の流通が行われ、和市すら成立していたということは注目すべき事實であらう。年貢の内容は以上の他、米・柿・栗等も名が見えるが主要なものではない。この他公事として材木を徴収した場合があつたことは、山林に恵まれたこの地方としては當然のことであつた。以上は物納年貢であるが、夫役に就いては草刈人夫・京上人夫或いは材木手などが史料に現れているが、全體として見れば庄園領主からの夫役の比重は輕かつたと思われる。領家を代表する預所が現地に有する佃の如きも、上下二庄で都合二町に過ぎず、しかもそれは寛元四年(一二四六)の「預所得分注進狀案」によれば所當八丈絹十疋代錢八貫として錢納されており、更にその所當は名別に百七十文宛割當てられている状態である。住民の大部分が在家という形で支配されていた事實は先に述べたが、彼等が在家役として通常考えられるような夫役勞働に従事せしめられていたとは考えられない。むしろ「在家布三十五反」という形でしかもそれが錢納されていたのが一般であつたらしい。最後に在家に關連して、いわゆる免家に言及しなければならぬが、この庄に關する限り免家の數は預所以下の庄官及び地頭の持つものを含めて上下庄を通じて

二十二であり、官省符庄や志富田庄の如く、在家の殆んど全部が高野山僧侶の免家となつている状態とは著しく異なる。免家の所有者がその百姓を驅使する權利を有し、耕作に當らせていたことは他庄と變るところがない。唯かかる免家が前述の在家百八十字の中に入つているものか否か、もし入つているとすれば本在家・脇在家・眞女の中のものか特定のものか、そのいづれもが免家になつたものであるか等が問題であるが、この最も重要な點について史料は何事も語っていない。

以上は鎌倉時代初期中期に於ける阿氏河庄の在地の概況である。其處では各在家が僅かの耕地を保有しつつ、養蠶・果樹栽培・材木伐出等に副業を求めて生活しており、その間には他庄の殿原に匹敵する土豪的有力者は存在しなかつたようである。一般農民の階層分化は尙お進行していなかつたが、貨幣經濟が意外に浸透しており年貢の金納化が早期に行われていた。そこでこのような阿氏河庄に、地頭湯淺氏が如何にして侵入し、その支配を確立していつたかを次に見ることにしたい。

(1) 大日本古文書家わけ第一高野山文書又續賣簡集二〇八「阿氏河下庄檢田錄帳」及び同一二一一「阿氏河上庄田檢注狀案」。

(以下單に高野山文書(賣簡集)・續(續賣簡集)又(又續賣簡集)何號の形にて引用)。

(2) 高野山文書文一一〇九「阿氏河上庄在家畠等檢注狀案」及び文一四一七「阿氏河庄上村在家等檢注目錄案」。

(3) 同文一四六八「阿氏河庄定田地子檢注目錄案」。

(4) この現物と代錢との比率が時代により如何に變化しているかが問題なのであるが十分な史料がない。

三

鎌倉時代を通じて有田郡一帯に威勢を振つた土豪湯淺氏は、平安中期以降有田川下流の湯淺を本據として成長して

きた武士團である。一時は有力な平家々人であつたが、平家滅亡後は鎌倉御家人として依然その地位を確保していた。鎌倉初期に於ける湯淺一族の所領は、主として有田郡内諸庄の地頭職であり、御家人としての地位は中流以上に位し、紀伊國に於ける勢力は小さいものではなかつた。⁽¹⁾この湯淺氏が阿氏河庄に進出し始めたのは宗重の時代であつたが、史料はここに二つの事件を傳えている。⁽²⁾それは三寶房長安及びその弟助光なるものが妨げをなすとして、文治二年(一一八六)幕府がこれを停止するよう命じたという事實である。この兩人は高野山のいわゆる本下司であり、いわばこの庄に生え抜きの在有力者であつたと思われる。これに對して以前から高野山との間に領家職をめぐつて争いつつあつた寂樂寺が策動して湯淺宗重を誦らい、二百餘人の軍勢を率いてこの庄に亂入し、高野の使者を追出したと傳えられている。この事件は明らかに寂樂寺が高野側の長安助光の勢力を撃退すべく宗重の武力を利用したものであるが、湯淺氏にとつてはこれが阿氏河庄内にその地歩を築いてゆく過程の第一歩であつた。

やがて建久八年(一一九七)文覺上人が地頭職に補せられるや、宗重の子宗光はその代官に任ぜられ、文覺流罪後は自から下司職となつて鎌倉に地頭職安堵の下文を求めた。幕府も遂に承元四年(一二一〇)に至つてこれを公認した。ここに阿氏河庄に於ける湯淺氏の地位は確定し、更に嘉禎元年(一二三五)には當時の領家たる櫻井宮から預所職を宛行われるに至つた。地頭職は間もなく上下兩庄に二分され、以後夫々その子孫の繼承するところとなつた。しかし元來が他所から入つて地頭職を獲得した湯淺氏にとつて、自らの支配を新しい土地にうち建てるためには並々ならぬ努力を拂わねばならなかつた。其處には關東・九州の如き遅れた地方とは異つた農民の抵抗を考へなければならぬからである。文覺が始めてこの地頭職に補任された時、農民の間には既に何等かの動搖が起つていたことは、同年の「權中納言藤原隆房政所下文案」によつても伺うことが出来る。⁽³⁾地頭湯淺氏が如何にして自己の支配を確立し

ていつたかは頗る興味ある問題であるが、矢張りその有力な足がかりは、他庄の場合と同じく地頭名の設置によつて得られたものと思う。正嘉元年(一二五七)の「阿氏河庄々官注進狀」にはその動きの一端が現れている。⁽⁴⁾「一地頭事。本下司時へ、給免二町、在家八字上下ひきつりて候き、その外ニハ別の子細へ候へス候、ちとう職と成ても、給田如本さう免とて、ちとう名と申すこと候へス候、一町つゝの給免たにも、自名候へさるによりて、百姓名をひきつゝのられ候し也、又人夫召使候事、自然ニ少々めし仕候き、當時のやうにへ候へス候、(以下略)」⁽⁵⁾

「一 地頭殿名ニコモル六家之内

正延 守恒 延眞 勝尋 安久 守近……………

一 かたぐゝの免家十一字之内

三家地頭殿 二家預所殿 二家公文

二家追捕使 一家押領使 一家散仕……………

一 助光入道之伴類四家

地頭屋敷となりて候……………」

この二つの史料から吾々は次の事實を讀みとることが出来る。即ち地頭は自名を持たなかつたので最初は給田すら他の百姓名から引き募つた。それが今では「地頭殿名ニコモル」六家を自名として持つに至つた。その他地頭の管での競争者であり一敗地にまみれた助光入道の伴類(下人)の四家を地頭屋敷としている。更に免家は下司以來の特權として六家も持つている。更に注目すべきことには、以前にはなかつたほど、人夫を盛んに召し使つてゐることである。

即ち地頭に固有の職權を超えて夫役を課していたものと考えられる。既に當時の領家寂樂寺の徴力は顯著であり、康元元年(一二五六)の「阿氏河庄綿増分土代」によれば建長三年(一二五二)から康元元年(一二五六)に至る六ヶ年の未進は百五十九貫九百六十文に達しており、(毎年二十六貫餘未進、二十一貫は納入、領家御分は七貫餘)地頭の横暴を制止するだけの力は更に無い。(6)このことは寛元四年(一二四七)の「阿氏河庄年貢綿注文」には「……ぬしなくうせへたる名々、上に十三名、下に八名、已上廿一名也、たまく御わたをまいらするも、六分か二也、ぬしなきよしを申名々には實檢使を被下て、あきらめらるへきか……」とあることから見ても年貢未進は普遍化していたらしい。(7)「ぬしなき由を申す名々」は、しかし、實は地頭等の自名にまき込まれていたのであつた。「一 逃死亡ノ名々、地頭庄官等之中に、こめをきたる所付をして申へき事」、とあるのはこの事實を暗示している。かくして地頭名は擴大してゆく。正元元年(一二五九)「下庄公文光澄丸申状」によれば、川俣の地は古來、「……みな光澄丸之名にうけおつたる事、けんせんに候、むかしよりこの田地お、地頭名につけおきたる事候へす候」として地頭の不當の主張を拒否している。地頭はその證據を要求し、提出された代々の預所の宛文を見て、「この文ヲへ御さたの時へ、とりいたすへし、人のせうもんおわらふ事ナレへ御さたの時へ、あわせまいらせんする也とて、ちとう殿のもとにおかれて候」とある。おそらくは、取り上げてしまつたのであろう。その後の成りゆきは不明であるが、恐らく地頭強引の土地集積の犠牲となつたものではないかと考えられる。

地頭のかかる強引な非法は、流石に寂樂寺を刺戟してその預所との衝突を惹起したのであろう。正元元年(一二五九)の「湯淺光信訴狀案」によれば預所播磨法橋が新儀非法をなし、「地頭之住宅に亂入し、牆壁を破損し種々悪口を吐くの上、剩え所從二人を擲取り……重ねて百姓の住宅を追捕し、質馬身代を押取り、小袖米以下雜物を奪取り、在

家二字を破却し、四十餘人の人夫を責具す云々」と訴えている。(9)預所は一時地頭が兼帯した筈であるが(一二三五)、この時には再び元へ戻つていたらしく、地頭の勢力擴張が必ずしも安易なものでなかつたことを示すものである。時代が文永の頃ともなれば、年貢未進はいよく激しく、文永元年(一二六四)には五ヶ年の未進四十五貫餘、しかも領家は如何ともすることが出来ず、「此の未進を以て、道米代に百姓共に募給う可きの由、去年御下知了」とて、御熊野道米なる名目の下に朝廷の權威を借りて、僅かにその未納分の回收を計つている。(10)このような情勢下に地頭の支配は着々として固められたらしく、文永元年(一二六四)「阿氏河庄々官注文案」によれば、「……庄くわん三人、一人へちに 白米二斗 ぐろ米五升 すし一ヲケ たしちとうのめんふんへ、この十よ年へとめられて候」とあり、地頭が免在家六字を全く自己の所領として領家への公事その他を無視し始めていることを窺わしめる。地頭は亦一方に於いて逃亡した名々に、ぬかりなく自らの下人を送りこんでいたらしい。文永四年(一二六七)「阿氏河上庄在家綿注文案」によれば、「復檢後逃亡……已上九宇へ綿地子ヲモ辨トテ、地頭ノハカラヒニテ、下人ニ宛行了、」とあり、この事實を裏書きするものではないかと思われる。文永十年(一二七三)の「上村在家等檢注目録案」に、公文坂部安則御使沙彌蓮願と竝んで地頭藤原女の名が見られるのは、領家側としてもその實力を認めざるを得ない段階が來ていることを示すものである。建治元年(一二七五)の「阿氏河庄上村百姓等訴狀案」は地頭の非法の數々を次の如く訴えている。(14)地頭方に預所代職を賜つてからは、地頭方御馬飼料なる名目で四升を責取る。(15)逃亡の跡と稱して若干の公田を押領して、その公事課役を僅かに留跡する民に宛て催す。地頭の管領を止め平民に付せられることを欲する。(16)百姓等の作麥を點定し且つ牛馬を取上げる。右の如き百姓等の訴狀に對して地頭は暴力を以て之に答えたらしい。同じく建治元年(一二七五)の「阿氏河庄百姓牛馬追捕注文案」によれば、この訴狀の提出された一月後

の六月十七日に上庄百姓等廿八人及馬牛八匹が地頭により搦め取られている事實が判明する。

「……六月十七日とらの時にからむ

おうとちはらに五人あつかりそのめん
きたの一人 ながの三四人 このうち一人は女

たしり二人女 きたへう 六人

こあさ三人 あつかり所のめん のなかに五人

たなか一人 あたらし一人

己上廿八人……………」

下村に於いても状況は同じであつた。建治元年(一二七五)「阿氏河庄雑掌訴狀案」⁽¹⁶⁾は、下村地頭湯淺三郎左衛門入道が預所を追い出したことを訴えているが、「剩て下村地頭は上村地頭宗親の父たるにより、子息を引汲むの餘り、又以て離掌を追い出し、一向所務を抑領し、種々の悪行を致す。」として、兩村揃つて地頭の悪行の激しいことを歎いている。同年「上村雑掌從違言上書案」によれば、⁽¹⁷⁾この間の事情は更に明らかである。即ち地頭宗親が非法をせぬとの請文を文永十年に出したので、「仍て雑掌に補佐し有め置かるるの所」、又々廿餘ヶの非法をなし悪行日に盛んなので雑掌職は改めて從違を以て補せられた。そこで從違が代官を下遣したところ「是非なく其身を追出し、一圓に庄務を抑領す、尤も無道也」というのである。寺家の無力は窮餘の一策として、地頭を雑掌に補すことによつて、宥めずかして年貢の納入を待つたのであるが、結果は失敗に終り、かえつて地頭の一圓支配を促進したに過ぎなかつたのである。同年十月廿八日付の「上村百納等言上狀」こそは、⁽¹⁸⁾地頭の暴力的支配をまさしくと彷彿せしめるものとして、

屢々引用されるものであるが、そこには實に十三ヶ條にわたつて地頭の非法が列擧されているのである。その内容は主として年貢・公事・夫役等の徴收に關し地頭孫四郎の暴力的行爲を難じているのであつて、誠に生き生きとその暴逆ぶりを敘述しているといふことが出来る。かくて同年十一月雑掌は再び宗親を訴え、地頭亦陳狀を出して、上村地頭對寂樂寺雑掌の相論は翌年まで續くのであるが、ここに満を持して阿氏河庄奪回の機をねらつていた高野山が登場するに及んで、情勢は一變したのであつた。弘安元年(一二七八)八月の「高野山衆徒契狀請文」によれば、⁽¹⁹⁾高野山が阿氏河庄の領有を主張して強硬な訴訟を提出したことは確實であり、「寺訴達せずして、當山面目を失するの時は、縦え公家武家の命たりと雖も、一切歸山せしめず……………」抑當山の興廢、住侶の存否、只此の大訴に在り」として離山閉門を申合せている。かくて高野山對寂樂寺の相論となるのであるが、その結果は嘉元二年(一一三〇四)寂樂寺が手を引くことによつて解決し、高野山は時をうつさず置文を定めて、「……一圓所務を致すの時、彼庄の地頭職と稱するの輩、寺家に敵對せしむるの仁に於ては、設え後日寺家の命に隨ひ、庄官職爲る可きの由、懇望せしむると雖も、盡未來際、一切聞入れず」と強硬な宣言を發している。⁽²⁰⁾地頭湯淺氏はここに高野山を相手としなければならなくなつたのであるが、此度の矢面に立つたものは下村地頭淨智であつた。相論は數年にわたり、嘉元四年(一一三〇五)には湯淺宗親(上村地頭)および、淨智(下村地頭)の子宗泰に關東御教書による召文が發せられて、徳治二年(一一三〇七)には地頭の陳狀が出されているが、この結果は遺憾乍ら史料が残らず判然としないのである。しかし強いて推測するならば時代の趨勢は高野側に有利なものとは考えられない。嘉元二年(一一三〇四)六月の「阿氏河庄悪行人交名注文」には阿氏河庄に打入つた悪行人の交名に卅四人の氏名を列擧しているが、その中には上庄預所禪海、下庄預所良朝、預所代盛乗の名が見えている。⁽²¹⁾悪行人はいわゆる悪黨であり、悪黨の特質はこの交名の中に毛原・名手等の他所

よりの餘力人の名が現れていることからわかる通り、庄園を超えた廣い行動半徑を持つことであるから、預所や預所代がかかる悪黨の中に名を列ねるようでは、高野の支配もおぼつかないと云わざるを得ない。庄園領主の支配に反抗するものとしては悪黨は地頭の味方である。同年七月の「禪海起請文」及び「金剛峰寺衆徒一味契狀」がいづれも地頭に内通せざること、その阿黨とならざることを誓っているのは意味深いものがある。⁽²²⁾ 延慶二年(一三〇九)五月の「阿氏河庄預所下文案」は次の如く規定している。⁽²³⁾

「一、在家内田畠山野栗柿等物ををやの處分といひて別取て其在家之公事御綿勤めずして去條、
きわめたるひか事也……

一、在家田畠をしちけんにかいとりたらん物へ、在家にあたる公事夫役御綿を勤む可し……

一、在家田畠山野をせうのかたに取たる物、皆本在家に返とらすへし

一、逃亡の物之田畠山野ヲかいとりて、阿氏河のならいなといひて、御綿公事を勤めざる事、
きわめたるひか事也……

右條々事等をそむかん百姓等におきてハ重過ニあつへき也、……」

この下文の背後にある當年の阿氏河の實情を考える時、吾々はその處に本在家支配下の隸屬農民の獨立、田畠の質入・買得、年貢公事の拒否等の一連の動きを通じて、鎌倉時代の體制が徐々に崩れゆく音を聞かざるを得ない。時代はやがて元弘建武の動亂に突入するのであるが、曆應元年(一三三七)の「學侶評定事書」はその間の事情を次の如く傳えている。⁽²⁴⁾「……去年(建武四年)秋比より、員外之輩、石垣庄阿氏河庄野上庄小河柴目庄貴志庄河東荒見庄等に於いて、動亂の便を伺い、濫妨を致すの間、佛聖供燈闕怠に及ぶ之條、不便之次第也……」。鎌倉幕府の崩壊は鎌倉御家

人としての湯淺氏にとつて打撃ではあつたかも知れない。しかしその時以前に、阿氏河地頭湯淺氏は幕府の御家人としての亦地頭としての框から脱して、一個獨立の封建領主として立つだけの態勢を整え終つていたのではなからうか。

- (1) 安田元久氏「初期封建制の構成」中の第二篇「鎌倉時代に於ける武士團の構造——紀伊國湯淺黨に就いて——」はこの湯淺氏についての詳密な研究であり、本稿執筆に當り教えられるところ多かつた。
- (2) 高野山文書又一三九二「中原廣元奉書案」及び又二八「北條時政下文案」
- (3) 高野山文書又一三九三「權中納言藤原隆房家政所下文案」
- (4) 同右又一四〇六「阿氏河庄々官注進狀」
- (5) 同右又一三九五「阿氏河庄上村在家注進狀」
- (6) 同右又一四二九「阿氏河庄綿増分主代」
- (7) 同右又一四三三「阿氏河庄年貢綿注文」
- (8) 同右又一四〇二「下庄公文光澄丸申狀」
- (9) 同右又一一五八「紀伊國阿氏河庄地頭湯淺光信訴狀案」
- (10) 同右又一四一二「阿氏河庄公文所注進士代」
- (11) 同右又一四二二「阿氏河庄々官注文案」
- (12) 同右又一一二二「阿氏河上庄在家綿注文案」
- (13) 同右又一四一七「阿氏河上村在家等檢注目錄案」
- (14) 同右又一一三〇「阿氏河庄上村百姓等訴狀案」
- (15) 同右又一一三二「阿氏河庄百姓牛馬追捕注文案」
- (16) 同右又一一五四「阿氏河庄雜掌訴狀案」
- (17) 同右又一八二「阿氏川庄上村雜掌從進言上書案」
- (18) 同右又一四二三「阿氏河上村百姓等言上狀」
- (19) 同右復六八三「高野山衆徒契狀請文」
- (20) 同右又一〇九五「金剛峯寺衆徒連署置文」
- (21) 同右又一一四二「阿氏河庄惡行人交名注文」
- (22) 同右復四二四「禪海起請文」及び續八二〇「金剛峯寺衆徒一味契狀」
- (23) 同右又一三九八「阿氏河庄預所下文案」
- (24) 同右又一三一七「學侶評定事書」

あとがき

地頭湯淺氏の發展を中心として見た鎌倉時代の阿氏河庄の在地の構造は大要以上の如きものであつた。百三十三通

の庄園文書から復元されたこの地方の歴史像は必ずしも明らかでないが、ここで問題となる點は恐らく次の三つであらう。第一は地頭湯淺氏の領主制の構造である。湯淺氏が阿氏河庄に侵入して支配を打ち建ててゆく過程は、大體に於いて他庄園に數多く見られる常例のコースをとっており、取り立てて問題とすべきこともないが、唯一つ特徴的なのはその激しい暴力性である。百姓牛馬を搦めとつたり、百姓の家宅に押し入つて、「ミミフキリ、ハナフソキ、カミフキリ……」といった暴行を取つたような地頭の支配構造が問題である。それは庄園制下の傳統的舊名に立ち向わなければならぬ、初期領主制の必然の姿と解してよいか否か。第二にはこれと関連して農民の存在形態が問題である。地頭のこのような暴力行爲を可能ならしめるものとして、一般農民の隷屬的隷屬状態を考へるべきか否か。それとも亦、地頭をしてかくまで暴力を振るひに至らしめた農民の抵抗力の強さを考へるべきであるか、といった問題。第三には年貢の金納化の問題がある。日本の封建社會に於ける金納年貢についてはヨーロッパ封建社會の貨幣地代への推轉といつた視角からは論じ得ないものがあることは周知の通りであるが、高野山下の二僻村に早期に見るこのような現象は、如何なる歴史的資格を有するものであるかという問題。以上三つの問題に就いて何等かの解決への手掛りを見出すべく努力したのであるが、遺憾乍ら阿氏河庄關係の史料のみからは、かかる問題に就いて何等積極的な主張をなしうるだけの根拠を求めることが出来なかつた。これらの問題については今後高野山領下の各庄園の検討を通じて次第に判明することを期して、今は唯阿氏河庄について若干の素材を提供するに止める。

(一九五一、一一、一)

カール大帝治下の

Conventus generalis の性格

——カール大帝の政治機構とその政策——

宇 尾 野 久

アインハルトは書いている。「カロルスは全ガリア(フランク)の支配を憎望せるティラノス達を壓服し、ガリアを占領せんとするサラセン人達を阻止する二回の大戦——一はピクタヴィウム市近くのアクイタニアで、他はヴィルラム河近くのナルボン附近——で打破り、彼等をイスパニアに逃れしめ、父ビロンから送られたマギストラートの職を實に立派に管理した。』(アインハルト、*ヴィタ・カロリ・マグニ*)。スエトニウスふうの記述が示すように、カールの國家の成立は、國內のこれらのティラノス達の制壓と外敵(異邦人)の撃退をもつてはじまる。先づ國內の分析から始めよう。マヨール・ドームス、カール・マルテルはフランク國王の權力を去勢しながら、國家支配の實權を自己の掌中におさめ、國際政治の急所を握る立場を活用しローマへのキヤステイング・ポートを政治的に利用する機会をえ與えられた。フレデガールの續年代記は、この間の事情を指

カール大帝治下の Conventus generalis の性格

三七 (一七九)

摘している。「教皇はローマ皇帝の側からのキ・ブリンケンヌ・カールをローマのコンセルに任命するようその契約を宣誓した。』(J.P. Migne *patrologia latina*. Tomus, LXXI, pp. 680-681. *cf.* Funk *Brentano* *cf.* The *Earliest*, p. 306 *p.* 無條件に引證したコンスタンチノールに對する教皇を媒介としてこの政治的間隙に對して「Medieval Italy」の著者 Cotterill は、鋭く次のように論評している。「ある年代記者——若干信頼のおけぬもの——はコンセルとして「三世」が皇帝の側からのカロルスをローマのコンセルとして「三世」の宣誓をせよ」と主張している。』(Piræne *Mohammed and Charlemagne*, p. 222. 對照) しかし問題の個所の混亂は Migne *patr. Latin*, a.a.o. の脚註と *cf.* Aimoin の *続* *et a patribus Langobardorum tyrannide liberatam* *Consulium praefatus princeps Carolus sanciret*」
『教會をランゴバルドの横暴から解放し……ランゴバルドの方
向からのき、主長カールをローマのコンセルの職に任命する』
からも起つてゐる。』

アウストラリアのレウデスによつて固められていたこのセニ
ヨールこそは、まさにアントルスチオネを引具するフランク
の最大のセニヨールの創始者となつた。

ユストウス・メイザは、カール大帝のもとでは「公a、伯
b、及び首長は軍役にあつた、丁度大司教、司教および牧師が